

平成23年度予算編成方針について

1. 国の経済・財政状況、予算編成

国の経済は、一昨年秋に発生した世界同時不況以降、長らく停滞状況にあります。内閣府が8月10日に発表した月例経済報告では、景気の自律的回復への期待を示しつつも、失業率の高止まりなどによる景気の下振れリスクが並存している状況とし、依然として不安定な経済環境にあることを明らかにしました。

さらには、8月以降の急激な円高の進行によって輸出産業や中小企業の業績悪化が懸念されており、政府も追加経済対策の検討を始めています。また、世界的な経済状況においても、世界的なデフレ懸念から安定感を欠く状況であり、当面の投資先として円や日本国債が買われるなど、為替・債券市場も混乱しています。

このような中、政府は平成23年度予算を「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」を着実に推進し元気な日本を復活するための重要な予算と位置づけ、予算編成に着手しました。これに併せて、7月27日には「平成23年度予算の概算要求組替え基準」を閣議決定し、各省庁に概算要求枠を示すとともに、1兆円を相当程度超える「元気な日本復活特別枠」を設定して、政策コンテストにより予算配分を行う手法を取り入れました。

その結果、平成23年度の一般会計概算要求総額は過去最高となる96兆円台後半に達しており、予算編成の基本方針として示された財政運営戦略(平成22年6月22日閣議決定)における約71兆円の歳出予算枠、及び国債発行を約44兆円以下とする2つの目標を達成できるか、微妙な情勢となっています。

2. 地方財政の状況

平成22年度の地方財政計画における財源不足額は18兆2,200億円で、その要因は前年度比3兆6,700億円に達する地方税の大幅な減収によるものでした。来年度の地方

財政を展望すると、景気回復の兆しは見えるものの依然として地方税収の見込みは厳しく、財源不足が続くものと思われます。

8月末に示された地方財政収支の仮試算では、平成23年度の地方歳出の総額は82兆4,000億円で、社会保障費の自然増などを見込んで前年度比3,000億円増となっています。また、歳入の地方交付税については16兆9,000億円と、前年度とほぼ同規模を見込んでいます。

また、上記の仮試算と併せて示された平成23年度地方債計画(案)では、臨時財政対策債は7兆5,000億円を見込むなど、依然として臨時財政対策債による財源確保が行われる見込みとなっています。

すでに地方全体の長期債務残高は平成22年度末で約200兆円に達する見込みであり、その元利償還が今後の財政を圧迫する要因となることから、地方財政は構造的にみて極めて深刻な状況にあるといえます。そのため、国の歳出の見直しと歩調を合わせ、歳出全般にわたって最大限の削減を行うことが求められるなど、これまで以上に簡素で効果的・効率的な行財政運営が求められています。

3. 平成23年度の予算編成

平成22年度の本市は、税収減によって7年ぶりに不交付団体から交付団体に移行しました。これは、平成20年秋の世界同時不況の影響による法人市民税の減収に加え、雇用情勢の悪化や所得水準の低迷による個人市民税の落ち込みなどによるものであり、こうした状況が、平成23年度において回復する見通しは立っておりません。

こうした厳しい状況であっても、学校施設の耐震化事業や高度救急医療施設整備事業など「安全安心のまちづくり」への取り組みをはじめ、新生太田総合計画第5次実施計画事業の推進、少子化対策などの政策課題に取り組んでいくことが求められています。

市財政を巡る厳しい環境が当面、大きな好転を期待できないことを考慮すれば、限りあ

る財源の中で、従来にも増して無駄をなくし、一層の効率化を図りつつ、施策の実効性を最大限に高める取り組みを徹底して行うことが必要となっています。とりわけ、経常収支比率が上昇傾向にあり、財政の硬直化が財政運営上の大きな課題となっています。より弾力的な財政運営を行うためには、まず経常経費の縮減に主眼を置き、市民満足度調査や行政評価システムによる事業評価結果を踏まえ、事務事業の積極的な見直しを行う必要があります。

そこで、平成23年度予算編成に当たっての基本的な考え方を次のとおり定め、困難な財政状況下における予算編成の指針とします。

①安全安心事業への重点配分を行う。

- ・こどもたちの安全安心のために、引き続き小中学校施設の耐震化を進め、耐震化率100%を目指す。
- ・地域医療の充実を目指し、引き続き高度救急医療施設の整備を進める。

②市民満足度調査の結果を予算に反映する。

- ・市民満足度調査結果における「重要度が高く満足度が低い領域の事業」について予算の重点配分を行う。(防犯体制の強化、医療サービスの充実、介護サービスの充実、交通安全対策など)

③少子化対策等政策課題に積極的に取り組む。

- ・国及び県の施策と協調して、引き続き少子化対策等に取り組む。

④収納対策の強化により自主財源を確保する。

- ・市税以外の滞納を含む全ての滞納に対して収納対策を強化し、自主財源の確保を図る。

⑤部への枠配分予算による権限移譲とムダ・ゼロにより歳出を抑制する。

- ・引き続き、部への枠配分とし、部内において責任を持って調整する。

- ・経常経費枠は、物件費を中心に平成22年度当初予算以下に抑制する。
- ・政策経費枠は、第5次実施計画事業費を上限とする。
- ・既存の事業計画を見直し、実現可能な事業計画を検討するとともに、新規事業にあつては維持管理コストなど、後年度負担を十分に考慮したうえで事業計画を立てること。

⑥スクラップ・アンド・ビルドを徹底する。

- ・スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、すでに目的を達成した事業に関しては、廃止・縮小する。
- ・新規の業務委託や補助金等は、原則として計上しないこととする。ただし、新規計上の必要がある場合は、既存の事業の見直し等を行い、必要な経費を生み出すこととする。
- ・イベント等の事業については、行政の関わり方を含めた運営体制を見直すとともに、効果の少ないものについては統合・廃止を検討する。
- ・「予算の使いいきり」の発想を改め、効率的な予算執行に努めること。

⑦国及び県の施策に対応した予算を編成する。

- ・諸制度の改廃状況等を常に注視し、国及び県の施策に対応した予算とすること。

これらの基本的な考え方を踏まえ、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源を有効配分するとともに、行政諸課題にも十分配慮しながら、メリハリのある予算編成に努めます。

また、今後の政治・経済情勢については、予測しがたい部分もあり、地方財政制度の根幹にかかわる制度改正なども想定されることから、国、県の動向を今後とも十分注視するとともに、基本方針及び予算編成の基本的な考え方にに基づき、平成23年度予算の編成を進めていきます。

4. 基本方針

(1) まちづくりの目標

まちづくりの目標は、新生太田総合計画で定めた将来の都市像『人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田』とします。子どもやお年寄り、障がいをもつ人をはじめ、市民の誰もがお互いを思いやり、いきいきと元気に暮らせる社会の創造をめざし、「人にやさしい」まちづくりを、次世代の子どもたちに、豊かな自然を伝えることができるよう、循環型社会の構築や緑豊かで美しい生活空間の形成をめざし、「自然にやさしい」まちづくりを、誰もが安全で、安心して生活することができる暮らしやすい社会づくりや身近な生活環境のさらなる向上をめざし、「笑顔で暮らせる」まちづくりを進め、市民参画と協働によるまちづくりを進めていきます。

(2) 財政運営の基本的事項

財政運営については、健全な財政構造を堅持するとともに、新生太田総合計画を基本に据えて、それぞれの地域が抱えている住民ニーズに的確に対応し、新市全体の一体感の醸成と均衡ある発展に努めていきます。

また、合併の効果を発揮し、地方分権の受け皿としての財政基盤の強化に努めるとともに、「太田市まちづくり基本条例」を基本に、市民参画と協働によるまちづくりと自己責任で自己決定できる地域主権のまちづくりの確立をめざして、中長期的な視野に立った財政運営を推進していきます。

5. 基本目標

まちづくりの目標である「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」の実現をめざし、基本目標を次のとおりとします。

(1) 教育文化の向上

①未来にはばたく人材を育てるまちづくり、②生涯学習とスポーツに親しむまちづくり、③芸術と文化を生かしたまちづくり、④地域の伝統を守り、育むまちづくりに取り組み、将来を見据え、少子化対策を実施し、教育の充実を図ります。

また、スポーツ、芸術・文化の振興に向け、地域に根ざした事業を展開し、市民との協働関係を構築します。

(2) 福祉健康の増進

①高齢者や障がい者にやさしいまちづくり、②児童福祉の充実と女性の就労環境向上に向けたまちづくり、③市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくりに取り組み、すべての人にやさしいまちをめざし、支援の充実や環境の整備を図ります。

(3) 生活環境の整備

①自然と人が共生できるまちづくり、②快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり、③市民が安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組み、循環型社会を構築し、生活環境の改善や良好な居住環境の実現を図ります。

(4) 産業経済の振興

①高品質のモノづくり環境の創出によるまちづくり、②人とものにぎわいのあるまちづくり、③質の高い農業を推進するまちづくり、④観光資源を生かすまちづくりに取り組み、工業、商業、農業の活性化を図るとともに、にぎわいの拠点づくりをめざし、観光誘客に努めます。

(5) 都市基盤の整備

①地域の特性、個性を生かす機能分担のまちづくり、②北関東自動車道とそのアクセス機能を生かすまちづくり、③公共交通ネットワークを確立するまちづくり、④良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくりに取り組み、各地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進め、円滑な交通網の形成に努め

ます。また、生活者の利便性、住環境の向上を図ります。

(6) 行財政の推進

①高度な行政サービスを提供するまちづくり、②市民自治、市民参加による協働のまちづくり、③市民に身近で効率的な行財政運営をめざすまちづくりに取り組み、市民満足度を一層向上させ、生活・文化の向上に貢献します。